

【論文】

**韓国政府から見た竹島の法的地位
- 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 -
(その1)**

野中 健一

序 問題意識と方法論

- (1) 問題意識
- (2) 方法論

一 国連海洋法条約と新・日韓漁業協定 - 竹島は事実上、「岩」

- (1) 国連海洋法条約批准前後の条約解釈
- (2) 新・日韓漁業協定と条約解釈
- (3) 漁業協定批准、維持の為の対議会説得工作
- (4) 「竹島の日」の制定を受けて

二 海上保安庁による竹島近海調査企図(本稿後編 - その2 - で執筆)

結 (本稿後編 - その2 - で執筆)

序 問題意識と方法論

(1) 問題意識

韓国政府は竹島を国連海洋法条約上の「島」と捉えていたのだろうか。それとも彼等は同陸域を「岩」と解釈していたのだろうか。実は、この点は既に分かっている。2006年、竹島は「島」となったのである(それ以前は事実上「岩」として扱われていた。「岩」ではなく「事実上、岩」と表現した理由は本文で論ずる)。

さて、筆者は何もここで「韓国による条約解釈の変更」そのものに着目したい訳でない。実は、この変更問題から同国の対日政策が理解出来るのである。もう少し論ずれば、彼等は国連海洋法条約第121条を使って、竹

島領有権⁽¹⁾を守り抜こうとしてきた過去を有するのだ。2006年の条約解釈の変更は、竹島領有権守護策の枠組変更と言う側面があったのである。

国連海洋法条約第121条。ここでは「島の制度」を扱っている。同条の第1項では「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」とある。また同条の第3項では「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域及び大陸棚を有しない」と指摘している。これが竹島領有権といかなる関係を有するのか。その点はおいおい本文で論ずる事として、今は議論を先に進めたい。

特定の陸域を「島」と捉えるか「岩」と捉えるかによって、一国の海洋権益は変わってくる。後者であれば排他的経済水域、大陸棚を設定できない為だ。仮に排他的経済水域等をより広く設定したいのであれば、可能な限り自国の陸域を「島」と解釈しておいた方が有利となる。しかし韓国政府はあえて竹島を事実上「岩」と解釈したのである。いわば、排他的経済水域等を放棄してまで守りたい国益があった訳だ。それが竹島領有権だったのである。彼等は領有権守護を念頭に置いた第121条解釈を論じるのだ。

以上を踏まえて筆者はここで二点、本稿における問題意識を明らかにしたい。第一に、従来の韓国政府は、具体的に第121条を使って、いかにして竹島領有権を守り抜こうとしたのか。そして第二に、2006年による政策変更は、韓国側から見た竹島領有権守護策を展開する上で、いかなる課題を彼等に投げかけたのか。この二点を本稿で明らかにしたいのである。

ここで先行研究に触れておこう。ただ竹島問題を踏まえた韓国政府による第121条理解を扱った研究は非常に少ない。そのような中、代表的なものを挙げるとすれば坂本茂樹の研究がある。当研究では2006年に竹島が「島」となった事実に触れているのだ⁽²⁾。ただ同氏による研究は海洋境界画定問題を理解する上では大変有意義だが、韓国政府から見た竹島の法的地位を主として扱っている訳でない。また、同氏は2006年に竹島が「島」となった事実から、それ以前は「岩」として扱われていたと推察される⁽³⁾と指摘するに留めている。本稿で論じるように、韓国政府は明確な問題意識の下「事実上、岩」と解釈して来たのである（それが2006年に変化し

たのだ)。本稿では氏が触れていない、歴史的事実関係を掘り起こしたい。そして、それこそが本稿のオリジナリティーに繋がると考える。

(2) 方法論

筆者は既述した二点の問題意識に答えを出す為、地域研究で論じられてきた方法論に着目したい。ただ、ここで早速問題が生じる。地域研究とは何かという問いである。古くは右派と左派の見解の違いがあり、数年前には新派（「新しい地域研究」）まで登場する状況である⁽⁴⁾。勿論、右派であれ、左派であれ、あるいは新派であれ、それぞれが理念型のような所があるので、全ての研究者がいずれかの型に綺麗に当てはまる訳でもあるまい。ただ混乱を避ける為、ここで自らの立ち位置に触れておこう。

まず筆者は上記の分類を使用すれば右派となる。それ故、左派の様に地域研究というものに「既存の伝統的学問と異なる、新たな方法論等」を期待している訳でない。むしろ右派らしく既存の学問 - 筆者の場合、政治史 - で培われてきた手法を使って、特定地域 - 韓国 - の理解を試みたいのである。しかし「それでは韓国政治史ではないのか」と問われれば、やはりそれとも違うと答える他ない。あえて地域研究という枠組の中で、政治史の手法を使用したいのである。それでは筆者がイメージする地域研究とは何か。当然の事ながら地域研究には多様な特徴がある。筆者はそれら諸々の特徴の中でも「実務家への知的貢献」という側面に対し極めて強い関心を抱いているのである。そして、これは筆者が海上保安大学校の教官であり、当庁の職員 - 実務家 - を養成する立場にある事が背景となっている。

例えば我が国の代表的な地域研究団体である地域研究コンソーシアムでは、わざわざ「社会連携部会（旧・社会連携研究会）」が置かれ、さらに「社会連携賞」まで用意している。「大学や研究所に閉じこもった知」ではなく、その活用に重点を置いているのだ。まさに、石井正子（第一回社会連携賞・受賞）が論じたところの「地域研究の応用」、「地域研究の実践」⁽⁵⁾であり、西芳実（第二回社会連携賞・受賞）が論じたところの「地域研究の社会貢献」⁽⁶⁾である。

さて、実務家への知的貢献を志向する場合、極めて困難な問題が待ち構

えている。例えば実務家としては今すぐ分析結果が欲しいという場合がある。その要求に応えようとする場合、研究者は時間的、資料的制約という状況下で対処する事となるのだ。ここで「新しい地域研究」(新派)の創設を目指している山本博之の指摘を確認しよう。

「地域研究は比較的新しい学問分野であり、それが何を指すのかについて必ずしも十分に統一された見解はまだありませんが、その目的や方法についてはおおよその了解があるように思います。そこに共通しているのは、目前で現実に進行している事態について、厳密に客観的なデータは取れないかもしれないし、仮に客観的なデータが手に入ったとしてもそれを1つ1つ厳密に分析している時間の余裕がない場合があるけれど、そのような状況に置かれたとき、厳密には何も言えないからと言葉を失うのではなく、あらゆる方法を使って分析の厳密性を高める努力をしながら、目の前の事態に対して意味がある形で何らかの判断を下そうとするのが地域研究の臨み方だということです。地域研究者は、限定的な状況でも妥当な判断を下せるように、語学や歴史・文化を含む基礎研究を日頃から行い、また、社会に対する関わりを常に意識しています。その意味で、地域研究という学問分野は、その成り立ち自体から社会連携を内に抱えている学問分野だと言えるでしょう」⁽⁷⁾

筆者は山本の指摘に対し、基本的に支持するものである。伝統的学問たる韓国政治史の立場であれば、より資料が公開されている「古い時期」を研究対象とした方が良い。しかし、それでは実務家の知的要請に十分こたえられないのである。筆者は資料的制約等から生じる限界を理解しつつも、地域研究が志向する実務上の貢献を重視したい。

さて、地域研究が有する一側面 - 実務家への知的貢献 - を指摘したわけだが、具体的にいかなる貢献ができるのだろうか。参考までにマレーシア研究に携わった元・外務省職員、川端隆史による指摘を取り上げよう⁽⁸⁾。氏によれば以下二点で地域研究が実務家に貢献できるというのである。第一に、実務家が組織内で人事異動を繰り返すことにより生じる弊害(知識

の継承不足等)への対応である。第二に経験の浅い実務家への情報提供、分析枠組の教授等とした。

筆者は氏の主張を否定するものではないが、それに限定する必要もないと考える。むしろ通常業務とは少し離れた基礎研究により実務家に貢献する道もあるだろう。例えば韓国と接点を有する海上保安庁職員であっても、同国の条約解釈問題を検討している者は少ない。多くの者からすれば、それは本来業務でない為だ。しかし、この条約解釈問題こそ「韓国が法的に竹島領有権をどのように守り抜こうとしてきたのか」と言う問題と関係して来る事も事実なのである。このような知見は、海上警備を担う当庁職員が対韓業務をする際「バックグラウンドとなる知識」として有用であろう。それ故、問題は「知識の継承不足」や「経験の浅い、深い」ばかりではないのである。いわば「現場」と「海上保安大学校の一教官たる筆者」がいかに役割分担出来るのかと言う問題であるようにさえ考える。そして筆者の見解に対し、韓国の法解釈に関し知見を有する一部の現場職員(及び研究者)から有益なコメントを頂ければ、知を改善できるのではないかとさえ感じるのだ。ここで取り上げる議論はいわば、その為のたたき台である。

以上こそ、本稿が地域研究に期待している内容となる。それでは、そろそろ議論を展開したい。以下、筆者なりの「地域研究の社会貢献」である。

一 国連海洋法条約と新・日韓漁業協定 - 竹島は事実上、「岩」

(1) 国連海洋法条約批准前後の条約解釈

1995年11月16日、韓国の国会本会議が従来の「領海法」を改正し「領海及び接続水域法」を通過させた(法改正日は同年12月6日、施行は1996年8月1日)⁽⁹⁾。これにより同国は接続水域を設定した訳だが⁽¹⁰⁾、その直後の1995年11月29日、国会で竹島問題が表面化しているのだ。

この日、政府は新法(「領海及び接続水域法」)をめぐる新たな領海制度等について改めて国会で説明している⁽¹¹⁾。その際、排他的経済水域にも議論が及んだのだ。同水域に関する政府説明の後、李萬燮(イ=マンソプ)委員が質問をしている。日本(及び中国)が主張する排他的経済水域と韓国のそれが重なった場合どうするのか、と言うのだ⁽¹²⁾。

これに対し、趙商勳（チョ＝サンフン）外務部条約局長が「周辺国家と国際法に従い協議をするようにします」⁽¹³⁾と一般原則を論じたのだが、孔魯明（コン＝ノミョン）外務部長官自身、その指摘にさらなる説明を加えて答弁している。曰く、先ずは基線に関する双方の合意が大事だということである⁽¹⁴⁾。そして、この時、長官は竹島問題を持ち出したのであった。

「一つ参考までに申し上げれば、万一我々が日本海側における経済水域を宣布する場合、私達は、鬱陵島が基線になります。竹島は基線になり得ず、鬱陵島が基線になり、日本は壱岐が基線となります。そのようにして、（線を - 引用者註）ひけば、竹島は私達の経済水域に入ってくるようになります。とても面白い現象になるでしょう」⁽¹⁵⁾

先ず、一点指摘しておきたい。長官は「壱岐」と論じたが「隠岐」の言い間違えであろう。壱岐は対馬南方にあり、竹島、鬱陵島と地理的に離れている為、説明がつかない。また、韓国政府が対馬を韓国領とみなした上で日韓海上境界として「対馬 - 壱岐中間線」を主張しているとの解釈は成り立ち難い。確かに韓国では対馬を取り上げた上で、同島が韓国領であると論じる人々がいるが、韓国政府自身、対馬は日本領である旨、度々議会で答弁している為である⁽¹⁶⁾。また、以後の韓国政府による発言を見ていく時、彼らは日本との中間線問題を論じる際、「隠岐と鬱陵島」をセットで論じているのだ⁽¹⁷⁾。

さて、以上を踏まえた上で長官の発言内容を今一度確認したい。同氏は竹島問題を「参考までに」取り上げ、「とても面白い現象になるでしょう」と論じていた。この発言の趣旨は何だろうか。

ただ、ここですぐ結論に飛びつくような事はせず、先ずはこれに続く事件も検討しておこう。実はこの翌年の1996年2月、竹島問題が日韓間で論点となったのである。韓国政府が竹島に接岸施設工事を実施していた事を日本政府が問題視したのだった。事実、池田行彦外務大臣は2月9日、「竹島は日本固有の領土で、韓国側の接岸施設工事は日本の主権に対する侵害であり、認められない」と論じている⁽¹⁸⁾。これに対し、韓国政府は

反発し同日、外務部スポークスマンが「我々の正当な主権行使」⁽¹⁹⁾である旨、声明を出したのだが、ここで注目したいのは、2月13日の孔魯明・長官による説明である。彼によれば、日本政府が竹島問題を提起した理由は排他的経済水域の問題と関係があると言うのだ。以下、同氏の発言である。

「先ずこの度の事態の発端は日本の排他的経済水域宣布と関連した動向から始まったと言えます。すなわち最近、日本が国連海洋法条約批准の為、日本国内の手續を取りつつ、200海里の排他的経済水域を全面的に設定するとの方針が日本の言論で報道されており、竹島に対する関心が浮き彫りとなった状況下、我々の竹島接岸施設工事に對し日本側が異議を提起して、これに我々が強硬対応するようになったのです」⁽²⁰⁾

長官自身、1995年の「面白い現象」発言と言い、1996年の事件と言い、竹島問題を論じる際、排他的経済水域をキーワードとしているのである。これはどういう事なのか。先ず当時の日韓を取り巻いた時代背景を知る必要があるだろう⁽²¹⁾。1996年1月29日、韓国政府は国連海洋法条約を批准している（日本は同年6月20日、条約批准した）。また、韓国政府は排他的経済水域設定のための国内法の立法化作業にも当たっていたのである（1996年8月8日、「排他的経済水域法」制定、同年9月10日施行）。

その他、同年2月20日、外務部長官による200海里宣布推進方針が声明として出される⁽²²⁾。その同日に、日本では閣議でEEZ宣布推進方針が発表された。この流れを受けて同年8月13日、第一回日韓EEZ境界画定会議が開催されたのである。

当該時期、日韓両政府は排他的経済水域の設定を推し進めていたのである⁽²³⁾。そして李萬燮・委員が指摘したように、双方で200海里を設定した場合、重複海域が生じてしまうのであった。そもそも1995年12月段階で、日韓の外交当局は会合を有しており、その際、日本側から排他的経済水域に関する推進方向の説明もあったのだ⁽²⁴⁾。このように、国連海洋法条約批准の動きが両国である中、韓国政府は竹島問題を「新たな海洋秩序

形成問題」と言う枠組の中で捉えていた事となる。孔魯明・長官自身が答弁したように、「日本がこの度、竹島領有権を提起したのは（中略）排他的経済水域における有利な立場を確保するという意図があるものと見られます」⁽²⁵⁾ というのが韓国側の理解であったのだ。

以上の背景があればこそ、韓国議会では、排他的経済水域の日韓境界画定問題が争点化されるのである。事実、1996年2月13日、議会でこの点が論じられている。鄭夢準（チョン＝モンジュン）委員が日韓海洋境界画定時、竹島が日本側海域に入る可能性があるのか質問をしているのだ。これを受けて、孔魯明・長官は「いかなる場合にも日本の経済水域に竹島が含まれる、そのような境界画定は私達が合意できないという点を、はっきりと明らかに致します」と論じている。⁽²⁶⁾

このやり取りから1995年以後続いている長官発言（孔魯明・発言）を理解できよう。排他的経済水域の境界画定を日韓間で行った場合、竹島は韓国側海域に入るのか否かが論点になっていたのだ。それでは1995年に長官が指摘した「竹島は基線になり得ず、鬱陵島が基線になり」とは何のことなのか。そして、何故「竹島は基線になり得ない（排他的経済水域を設定する上での基点たり得ない）」との論理が出てきたのだろうか。

ここで想起すべきは国連海洋法条約第121条である。同条では「島」ならば排他的経済水域、大陸棚を有するが「岩」であれば有さない旨、記されている。領有権問題に触れる事なく、場合によっては柔軟な論理主張を展開しうる「抜け道」を見出し得るのである。この点を以下、論じよう。

1996年7月24日、韓国政府は議会に排他的経済水域法案を提出している。その際、専門委員⁽²⁷⁾による解説がなされた。先ず、同法では境界画定方法として中間線原則をとると論じている。その上で、その有利性に関し説明が加えられた。日本海、黄海方面では中間線原則は韓国側に有利に働くものの、韓国南方海域に限って論ずれば、政府が設定している第七鉦区が存在しており、それが中間線を越えてしまっていると説明されたのだ。

さて、その上で、ここでも論じられたのが竹島問題である。ここで専門委員は、竹島を「島」と見なすか「岩」と見なすかは韓国国内でも意見が

割れている点を論じている⁽²⁸⁾。ただ、同島を「岩」と見なしておけば、隠岐 - 鬱陵島中間線を取ることが出来、その場合、結果的に、竹島が韓国側の水域に入る点を論じている（すなわち中間線の西側に竹島が位置する事になる）。一方、「島」と見なした場合、韓国国民の情緒の上では評価も出来ようが、その場合、日本政府もまた竹島を「島」と主張した上で、排他的経済水域を設置するだろうとも論じたのだった。その場合、両国の意見の相違がより明白となり、結果として竹島周辺が国際紛争水域化してしまう恐れにも言及している。それはかえって竹島は韓国領であるという韓国政府の立場に影響を及ぼしてしまうかもしれないというのだ。その上で、委員は竹島を「岩」とすべきか「島」とすべきか報告しなかったものの、同陸域を韓国側水域に入れておく事の重要性だけは指摘している。

それでは韓国政府自身、竹島を「島」とみなしたのか「岩」とみなしたのか。確かに韓国政府自身、一時的に「迷いがあった」ようにも見受けられる。例えば（外務部長官自身、竹島は「岩」である旨、事実上認めていた1995年の「面白い現象」発言と異なり）1996年2月には、排他的経済水域と領有権は「密接に関連している」との見解を発表していた⁽²⁹⁾。しかし、それ以後は後述するように、閣僚級の人物を含めた政府幹部が竹島は「(事実上) 岩」である旨、論じるようになるのである。いわば竹島の領有権は主張し続けるものの、排他的経済水域の基点としては取り扱わないとの立場だ。

ただし、ここで一点、問題がある。韓国議会で紹介された上記作戦が成功する為には日本側も竹島を「岩」と捉えておく必要があるのだ（隠岐 - 鬱陵島中間線で双方が合意すると言う事は、竹島が両者から「岩」と見なされている事を意味する）。この点に関して論ずれば、日本政府は韓国の期待通りには行動しなかった。条約批准直前たる1996年6月4日、参議院で海洋法条約等に関する特別委員会が開催されている。そこで、以下のような政府答弁があったのである⁽³⁰⁾。

本岡昭次・委員

「竹島というのは海洋法条約上の島ですか岩ですか」

谷内正太郎・外務省大臣官房審議官（本稿執筆時、国家安全保障局長）

「私どもとしては大陸棚、経済水域を有する島であるというふうと考えております」

竹島は「島」である。これこそ条約を批准するにあたり日本政府が国会に示した立場であった。それ故、先ほどの専門委員が韓国議会で議論を展開する約一ヶ月前、日本の国会では既に竹島が「島」である旨、確認されていた事となるのだ。しかし、韓国政府は当該時期、同陸域を引き続き「岩」であるかのように扱い、かつ日本側に路線修正を呼びかけていた事も確認しておこう。例えば1996年11月には李祺周（イ＝ギジュ）外務部次官自身「わが政府は竹島が我々の固有領土として、我々の排他的経済水域内に竹島が含まれるべきだという確固たる立場を持っており、将来もそのように堅持していくでしょう」⁽³¹⁾と論じている。逆に見れば、同島を基点とする考えを明確にしていないのだ。その上で、以下のようにも論じた。「私達も（日本側とは - 引用者註）水面下で話をしておりまして、例えば竹島が日本側の水域に入るものとして日本側が提案をしたりする場合、これは日韓関係に本当に爆発物になる危険性があると警告をしております」⁽³²⁾。日本政府が竹島を日本側の排他的経済水域に入れる為には、同陸域を「島」と解釈しておく必要がある。彼らは日本政府に対し、「爆発物」という表現を使ってまでして、竹島を「岩」として扱うよう訴えていたのだ。

さて、以上の流れから見えてくるように、韓国政府にして見れば、竹島は「岩」か「島」かを論じる際、第121条を学問的な問題として取り組む必要がない。むしろ、どのような基点設定を行ったら韓国が有利なのかという極めて打算的な議論が必要とされるのだ。事実1997年5月、柳宗夏（ユ＝ジョンハ）外務部長官は「日本とは、我が鬱陵島と、あちらの隠岐島と、その中間線をひくことが私達に最も有利です」⁽³³⁾と国会で答弁している。また同時に「今、竹島を我が領土だから、そこから（線を - 引用者註）ひくとすれば日本もそこからひく、このようになり、最初からこれは、今、紛糾の対象になる可能性があります。従って、今、私達は竹島が韓国のEEZの中に入ってくれば良い」とも論じていたのであった⁽³⁴⁾。

すなわち、竹島を韓国側海域に引き込みたい、そして排他的経済水域の境界を画定する際、紛糾させたくない⁽³⁵⁾との思いからすれば、「竹島は基点たり得ない岩」、そして「鬱陵島は基点たり得る島」との結論が出されるのである。そうすれば、既に指摘したように「結果的に」竹島は中間線より西側、すなわち韓国側海域に入ってしまうと言う「とても面白い現象」が起きるのであり、彼等にとり「最も有利」となるのだった。

(2) 新・日韓漁業協定と条約解釈

前節では韓国政府が排他的経済水域の境界画定に関して対日交渉をする際に、想定していた条約解釈を取り上げた。ただ、ここで大きな環境変化が生じるのである。1998年1月、日本政府は日韓漁業協定破棄を通告したのだった。これを受けて同年11月、新しい漁業協定が両国間で署名される訳だが（発効は翌年1月）、この時期、従来から論じられてきた条約解釈論に若干の変化が生じる。竹島が「(事実上)岩」であるという点に変化はない。しかし、「追い詰められた末に『事実上、岩』とせざるを得ない状況」になるのである。彼等の条約解釈を取り巻く環境変化に着目しよう。

議論を展開するに当たり、当時の時代背景を簡単に確認しておきたい。当時、国連海洋法条約発効により、新たな海洋秩序をいかに形成するかが争点となっていた。問題は排他的経済水域を日韓間で設定する事が困難な点にある。竹島領有権を双方が主張している為だ。日本政府が排他的経済水域の基点として竹島を主張した瞬間、韓国側はそれを拒否する事となり、議論が進まなくなるのである。そうであればこそ排他的経済水域の境界画定交渉ではなく、漁業交渉を先行して行う事が現実的であった訳だ。

韓国政府の説明によれば、1996年5月段階では日本政府自身、排他的経済水域の境界確定交渉をした後に漁業交渉をしたいと訴えていたとの事である⁽³⁶⁾。しかし1997年3月、日本側は立場を変え、漁業交渉を先行して行いたい旨、主張するようになったと言う（そして同年7月20日までに合意できない場合は現行の日韓漁業協定の破棄を示唆したのだった）。

漁業協定を要求する日本政府。事実、日本側は韓国政府に対し、漁業協定に関する案も出したのであった。しかし日本政府による「暫定水域案」

では韓国側の竹島領有権に影響を及ぼし得るとして彼ら自身、反対の立場を表明しているのである⁽³⁷⁾。

かかる状況下、1998年1月23日、日本政府はとうとう日韓漁業協定の破棄を通告したのである⁽³⁸⁾。そして、この事態を受けて韓国側は「無協定状態の恐ろしさ」を実感する事となるのだった。以下、1998年11月5日、すなわち新・日韓漁業協定署名直前になされた洪淳瑛（ホン＝スニョン）外交通商部長官の指摘である。

「この度の協定（新・日韓漁業協定 - 引用者註）が妥結しなかったならば、来年1月23日から無協定状態になるでしょう。無協定状態とは、法の空白状態を言うものではありません。日韓両国の排他的経済水域の関係法が両国の排他的経済水域に適用されるのです。両国が各々中間線までを自国の排他的経済水域とみなして法執行をしたり、両国間に排他的経済水域の境界が画定されず、中間線がどこになるのかに関する両国間の立場の差が大きかったりする為、多くの問題が招来されるでしょう。

第一に、竹島周辺水域には両国がお互い、自国の排他的経済水域であると主張する水域が重なっており、両国の法が競合し、適用されるでしょう。そのようになれば、竹島領海周辺水域でお互い、相手の漁船を取り締まり、拿捕する漁業紛争が発生するようになるでしょう。このような漁業紛争は結果的に、竹島領有権紛争に飛び火する素地があります。従って、無協定状態は竹島で我々が平穏で、持続的な主権行使をする時、大きい障害となるでしょう⁽³⁹⁾。

第二に、無協定状態になれば、漁業実益上、韓国にとって絶対不利になります。今、我々の漁船が中間線を越えて日本側の海域で操業するのが、日本漁船が韓国側海域で操業するのより、かなり多いのですが、無協定状態になれば、現在のように操業できるのではなく、中間線以遠の水域から全て撤収するか、入漁許可を受けて、入漁料を出し操業をしなくてはなりません。のみならず、伝統的操業実績も一切認定を受けることが出来ないようになります。

このような点を考慮する時、日本側で無協定状態が良いという主張は漁

業実益と言う狭い視角から見れば一抹の妥当性がありますが、我が国で無協定状態が良いという主張は『無協定状態になれば65年度漁業協定(旧・日韓漁業協定 - 引用者註)に基づいた現在の操業秩序がそのまま延長され、日本海が公海として残っている』と錯覚している為です。現在の状態は長くても来年の1月23日まで持続します」⁽⁴⁰⁾

旧・日韓漁業協定の破棄は漁業利益を見た場合、日本側に妥当性さえあるが、韓国側は「絶対不利」である旨、韓国政府自らが認めているのである⁽⁴¹⁾。その上、中間線の引き方によって重複海域が発生し、そこで両国が法執行をしたら、竹島周辺海域はまさに紛争海域として鮮明さを増し、ひいては領有権問題への飛び火もより容易となってしまう。韓国側からすれば、「非常に痛いところ」を日本が突いてきた事となる。

さて彼等自身、漁業協定の破棄を通告されたものの、それ故、竹島領有権を諦める訳でもない。その為、自らの立場を毀損する事なく、日本側と早急に妥結する必要があったのである。かかる視点から見た時、1998年11月5日に示された外交通商部の指摘は象徴的であった⁽⁴²⁾。先ず、政府の目標はあくまで韓国側の排他的経済水域に竹島を入れる事にあると明言したのである(このような主張はその後も継続して見られる⁽⁴³⁾)。その上で「政府は海洋法条約、第121条第3項の規定により、現在、竹島を『排他的経済水域を持たない岩』と解釈しているところであり、このようにする事が名分と実利面で、我々に有利になる」⁽⁴⁴⁾と説明したのであった。

それでは何故、竹島を「岩」と解釈する事が彼らにとり有利なのか。韓国政府自身が認定した理由として二点あげられる。第一に、仮に竹島を排他的経済水域の基点とした場合、日本政府が竹島領有権を放棄しない限り、境界画定交渉が出来なくなる。それを受けて、竹島周辺海域は紛争水域と化し、結果として境界画定問題が領有権問題に飛び火してしまうというのだ。一方、同陸域を「岩」と解釈した場合、排他的経済水域の問題を領有権問題と切り離すことが出来、さらに日本側が竹島は日本領である旨、継続して主張したとしても、隠岐 - 鬱陵島の間線で合意できれば(すなわち、日本政府が竹島を「岩」と認めれば)、結果的に竹島が韓国側海域に入

ってくるのだ。また、この時、彼等が「名分」として挙げた国際法上の根拠が英国のロッキール (Rockall) 島に関する件である。同国政府は当該陸域を基点とした排他的経済水域を放棄したものの、その領有権は影響を受けなかったというのだ。

第二に、今後の対日、対中交渉への影響である。東シナ海、南シナ海には日中双方の無人島がある。ここを基点に、日本、中国両政府は韓国政府に対し「より広い排他的経済水域」を要求していたのだ。ここで韓国政府自身、竹島のような特徴を有する陸域でも排他的経済水域の基点たり得るとした場合 (すなわち「岩」ではなく「島」と認定した場合) 日中両政府に、より広い水域を主張する上での口実を与えてしまうとの危惧を有していたのだ (韓国政府が仮に竹島のような特徴を有する陸域をもって「島」たり得ると主張したとしよう。その場合、今後、日中双方もまた東シナ海、南シナ海に点在する陸域を「島」たり得ると一層主張するかも知れない。これは韓国自ら、排他的経済水域の基点を日中両政府に与えるような行為となり、韓国側水域の減少に繋がる)。

この第二の点についてはさらなる説明が必要であろう。韓国政府自身、日中両政府を前にして、ただ単に「広い水域が欲しい」という立場で問題を捉えていた訳でない。実は済州島南部水域の海底資源問題があったのだ。これに関する説明を尹炳世 (ユン=ビョンセ) 外交通商部・アジア太平洋局審議官 (本稿執筆時、外交通商部長官) が説明している。以下、参照されたい。

「済州島南部水域に私達がとても重視する、経済的にとても有用な鉱物資源水域があります。現在、南部大陸棚の共同開発水域の一部ですが、この水域で日本が無人島を基点として、また中国が無人島を基点として 200 海里を主張しています。私達が万一、竹島で 200 海里を主張する場合、中国と日本が自動的にこのような無人島に対し 200 海里を主張してきて、石油資源がとても多く出る可能性があるこのような水域に対し、日本と中国に有利な結果を前もってあげてしまう状況になってしまいます。従って、私達は名分上もそうで、実利上もそうで、日本と中国に対しこのような結

果を招来するのは望ましくないと考える為、一応、一瞬パッと見ると我々に不利な事のように見えますが、実質的には、かなり我々に有利だという立場で現在までは竹島が EEZ を持たない岩であると、このように解釈しております」⁽⁴⁵⁾

さて、その上で、彼ら自身、将来竹島が「島」となる可能性を排除する訳でもないとも論じたのだ。それはあくまで将来の排他的経済水域の境界画定交渉によつたのである。そうであればこそ、「隠岐 - 鬱陵島」中間線、「竹島 - 隠岐」中間線、いずれも暫定水域の内部に入り得る状態で合意しておく事により、将来の対日交渉で制約を受けないようにしているとも付け加えたのだ⁽⁴⁶⁾。

それ故、韓国政府は竹島を「岩」である旨「公式に」認定した訳でもない。すなわち、「事実上、岩」と認めていたものの、それを公表した訳ではないとも論じているのだ。以下、新・日韓漁業協定締結後の 1999 年 4 月における議会のやり取りである。参照されたい⁽⁴⁷⁾。

鄭夢準・委員

「今、我が政府の立場は何ですか」

洪淳瑛・外交通商部長官

「我が政府の立場は、EEZ の基点として竹島にするのか、しないのか、という事を定めておりませんが、但し、竹島が我が領土だという事だけは間違いありません」

鄭夢準・委員

「定めていなかった？EEZ の基点にしないと、しておりませんでしたか」

洪淳瑛・長官

「今、予備的に検討して見る時に・・・」

鄭夢準・委員

「ですから、EEZ 基点としないのが良い。そのように決定したものと理解しておりましたが」

洪淳瑛・長官

「そのような考えを持っております。しかし、そのように発表した事はありません」

韓国政府は公言しないものの、竹島を「岩」と解釈したのだった。筆者が「事実上、岩」という表現をとった理由はここにある。

さて、ここで一点確認しておきたい。条約解釈をめぐる環境が変化したのである。「面白い現象になる」という従来あった軽口も消え、政府は無協定状態の恐ろしさを全面的に訴えているのだ。協定破棄前の韓国政府であれば「領有権を積極的に守る為、攻めの姿勢から『岩』として解釈する立場」を訴えていた（そして「爆発物」という表現まで使用して日本に対し路線転換さえ迫っていた）。しかし今や協定失効日までの時間的制約の下、「領有権問題に飛び火しないよう、守りの姿勢から『事実上、岩』と解釈する立場」になったのである。

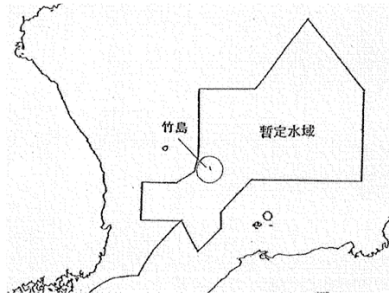
（3）漁業協定批准、維持の為の対議会説得工作

新・日韓漁業協定は1998年11月28日、署名された。無協定状態は避けられたのである。しかし韓国政府に安堵する暇は無く、彼らは韓国議会と論戦を交える事となるのだ。政府が隠岐 - 鬱陵島中間線を想定したとしても - すなわち竹島が「岩」であると解釈したとしても - 領有権に影響を及ぼす訳でない。この点を議会に訴える必要があったのだ。事実、洪淳瑛・長官は協定の批准同意を議会に求める際、以下のように論じた。「竹島とその領海はこの漁業協定の対象ではなく、竹島に対する我々の領有権と竹島領海の地位はこの協定により全く影響を受けない点を申し上げます」⁽⁴⁸⁾。

しかし同日なされた専門委員の説明は、政府見解と異にしていた。問題は日本海側にある水域、すなわち日韓双方が自国の法令を相手国の漁船に

適用しない水域にあった。いわゆる暫定水域である。

図1 暫定水域図⁽⁴⁹⁾



ここで議論を続けるに際し、補足説明をしておきたい。この水域の名称は協定で定められていない⁽⁵⁰⁾。日本政府は「暫定水域」と呼称し、韓国政府は「中間水域」と呼んでいる。この用語の違いについて韓国・海洋水産部は1998年10月、以下のように説明した。曰く「国連海洋法条約での暫定水域の意味は、協定で合意できない問題がある場合、これを保留したり、除外させたりするという意味を内包しているところで、竹島の領有権が明白に我が国にあるこの水域で『暫定水域』と言う表現は不適切であり、日韓漁業協定では使用しておりません」⁽⁵¹⁾。

以上のような整理があればこそ、韓国側は「暫定水域」という呼称を使用してはならないのである。ただ海洋水産部が懸念した「不適切」な発言はあるものであり、時まさに2006年4月、(次稿で取り上げるが)海上保安庁による竹島近海調査企図で韓国政界が緊張に包まれていた時であった。この時、潘基文(パン=ギムン)外交通商部長官(本稿執筆時、国連事務総長)は国会答弁で「暫定水域」という呼称を口にしてしまったのである⁽⁵²⁾。非常に象徴的なのは、本人自身、その直後の答弁で「中間水域」と言い直し、かつ「暫定水域」ではないとわざわざ主張した点である。

ただ、参考までに一言付け加えておこう。「中間水域」と言う表現は日韓交渉当初から、韓国政府内で整理立てた上で、統一的に使用されていたものとも言いがたいのである。例えば、1998年5月-すなわち先ほどの海洋水産部が行った説明が1998年10月であるので、その約半年前-同じ海洋水産部が議会で報告を行っている。彼等はその際、当該水域の事を「暫定

水域」、「暫定（中間）水域」⁽⁵³⁾と表現していたのである。2006年4月のように竹島問題が注目を浴びている時、「暫定水域」と表現してしまっただけで「（韓国から見た場合）不適切」かも知れない。しかし、協定締結前は、彼等自身、そこまで神経を使っていた訳でもないのである。

さて、水域の名称に関する説明を終えた所で議論を戻そう。新協定に関し、懸念事項を指摘した専門委員による対議会説明である。そもそも日本政府は（韓国の訴えを受け入れる事なく）竹島を日本の排他的経済水域の基点と主張していた（すなわち、竹島は「島」なのである）。新協定は、この主張を韓国政府が「受容したとの誤解を受け得る」⁽⁵⁴⁾と評したのである。確かに、竹島近海は暫定水域に含まれており、結果として、韓国政府は日本側の主張（すなわち竹島近海は日本の排他的経済水域に含まれるとの主張）を事実上、認めたと受け止められる余地はあるかも知れない。

ただ実際は韓国政府自身、国連海洋法条約批准前後の時期から竹島を「岩」と見なした上で「竹島 - 隠岐中間線」ではなく「隠岐 - 鬱陵島中間線」を念頭においていたのである。そして前節で論じたように、「日本政府は竹島を島とみなし」たとしても「韓国政府は同陸域を（事実上）岩とみなす」事により、双方の領有権に関する立場は毀損される事なく、結果的に漁業問題が領有権問題に飛び火する事を防いでいたのである。例えば漁業協定が扱っている水域は日韓双方の排他的経済水域である旨、記されている（協定第1条）。それ故、竹島基点の領海は協定の対象外である。確かに図1でも竹島周辺12海里が円で囲ってあるが、協定ではそれがいずれの国の領海なのかに触れていない。あくまで双方の排他的経済水域に議論を絞っている訳であり、領海を議論の対象としていないのである。

その上で、当時の状況を再確認したい。韓国政府は日本側からなされた漁業協定破棄通告を前にして、無協定状態を恐れていたのである。それ故、韓国政府はいよいよ「現実的かつ柔軟な姿勢」を求められていたと言って良いだろう。そして韓国政府さえ竹島を基点とみなさなければ、すなわち領有権と排他的経済水域を分離して対応すれば「落とし所」はあったのだ。

先ず日本政府は協定を破棄したとしても、漁業問題及び領有権問題に関し「さほど困らず」、韓国側が不利なのである。いわば日本側が攻勢に出ら

れる訳であり、竹島を日本領と見なした上で「島」と解釈したとしても（そして、事実そのように主張しているのだが）、時間は日本側に味方してくれるのである。むしろ協定失効まで時間が限られている韓国こそ、柔軟な対応が求められていたのだった。

このような中、議会で以前より議論してきた戦術 - 「竹島は排他的経済水域を持たない岩」であるという解釈を前面に出してしまう戦術 - が思い起こされる。先ほどの図を確認しても分かる通り、竹島近海は暫定水域に含まれている。すなわち、同海域まで日本側の排他的経済水域と成り得るとも読める。それ故日本政府としては、竹島は日本領であり、基点であり、同陸域周辺海域まで排他的経済水域を持ち得るとの論理を毀損しなくてすむ。一方、韓国としては確かに暫定水域の中に竹島が含まれてしまっているが、それは同陸域が排他的経済水域を持っていない為であるとの論理を展開できる。すなわち隠岐 - 鬱陵島の間接線を想定している為、結果的に竹島周辺海域も日韓双方の排他的経済水域の重複海域たり得ると主張できるのだ。そして何より、この論理を持ち出しても領有権には影響しない。

ただし、協定にはそのような見解が記されている訳でもなく、そのような認識が双方の合意事項に入っている訳でもない。専門委員が「(韓国が日本の主張を) 受容したとの誤解を受け得る」と危惧していた点を想起されたい。かかる懸念があればこそ、同氏の展望もまた悲観的なのである。「新協定が将来、日本の竹島領有権を裏付ける根拠として日本側により悪用される可能性もある」⁽⁵⁵⁾。委員は議会を前にして、このように訴えたのだ。

そうであればこそ、本節冒頭で論じた韓国政府の見解を再確認しておく必要がある。協定と領有権は関係ないとの立場である。しかし韓国政府の議会説明とは裏腹に、議員の間で理解が進んだとは言いがたい。批判は専門委員のみならず、議員からもあったのだ。例えば1998年11月、李信範(イ=シンボム)委員は竹島には居住者が二人いるのであり、「人間の居住」が認められるのではないかと論じた(すなわち、竹島は「島」だという主張である。そして竹島が韓国領であり「島」であるのならば日本の排他的経済水域が竹島近海まで延びるはずはないのである)⁽⁵⁶⁾。これに対し尹炳世・アジア太平洋局審議官は「海洋法条約は基本的に、人間が独自の経済生

活を出来るのか出来ないのか、又、人間が居住できるのか出来ないのかを判断するのですが、それは基本的に自然状態を主に念頭に置いているものでして、その『2名が住んでいる』というのは常に住んでいるのではなく、1年に数ヶ月だけ漁労活動をしている」⁽⁵⁷⁾に過ぎないと論じた。すなわち、竹島は第121条が定めるところの「島」の条件を有しないというのだ。

「(韓国政府が日本政府の主張を)受容したとの誤解を受け得る」新・日韓漁業協定こそ韓国側の竹島領有権を毀損した。このような意見はその後、長く続く事となる。例えば翌年の2000年6月、朴槿恵(パク＝クネ)委員(本稿執筆時、大統領)自身、「我が政府は漁業権と管轄権は別個だと主張しつつ、日韓漁業協定で竹島を中間水域に含め」たと政府批判を展開している⁽⁵⁸⁾。これに対し李延彬(イ＝ジョンビン)外交通商部長官は日韓漁業協定第15条、すなわち「この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」という点を取り上げて、反論している⁽⁵⁹⁾。

ただ翌年の2001年、韓国議会からすれば「気になる」事件が生じてしまうのだ。事の発端は同年8月、韓国が北方領土周辺海域でロシア政府との協議のもと、サンマ漁を開始した点にある⁽⁶⁰⁾。実は韓国の動きに対し日本政府自身、その二ヶ月前の6月には抗議をしていたのだ。北方領土は日本領であり、当該水域は日本水域であるとの立場がある為である。韓国政府はこれを受け入れずに操業を開始した訳だが、同年10月、小泉純一郎首相までもが日韓首脳会談でこの問題に言及したのだった。

何故これが「気になる」事件なのか。韓国政府は国内で漁業問題と領有権問題は別の問題であるとして新・日韓漁業協定を説明してきた。しかし、この時の日本政府の態度から、新たな疑惑が韓国議会で生じるのである。すなわち、日本政府は漁業問題と領有権を別の問題と考えていないのではないか⁽⁶¹⁾。もしそうであるならば、日本政府は新・日韓漁業協定を根拠に、領有権問題にまで議論を発展させるのではないかと、という訳だ。

これを受けて韓国政府自身、サンマ漁問題を取り上げた上で、日本政府が操業問題を領土主権の問題からアプローチしている点を認めている⁽⁶²⁾。しかし、北方領土と竹島は異なるとの議論も提示したのだ。すなわち北方

領土は日ロ双方が領土問題の存在を認めているものの、竹島は日本政府のみが問題視しているのであり、韓国側ではそれを認めていないというのだ。それ故、北方領土と竹島を同一視してはならないと論じたのだ。

その上で、韓国政府は漁業協定第 15 条以外に新たな法的根拠を二点提示した⁽⁶³⁾。第一に、国際司法裁判所がマンキエ・エクレオ (Minquieres and Ecrehos) 諸島の領有権を巡って出した 1953 年の判決である。これにより韓国政府は、共同漁業水域が領有権に影響を及ぼさないと論じたのだ。第二に、2001 年 3 月に出された韓国の憲法裁判所による判決である。同判決では「竹島が中間水域に属していたとしても、竹島の領有権問題と直接的関連を持たない事は明白だ」と論じたのだ。

新・日韓漁業協定と領有権は関係ない。韓国政府は繰り返し訴えたが、当初から議会内の批判を十分静める事は出来なかった。ここで政府が合わせて展開した議論こそ「日本の思惑」論である。例えば 1999 年に洪淳瑛・長官は「日本人は竹島問題を紛争地域化したいとの思惑を持っている」と論じている⁽⁶⁴⁾ (2002 年、崔成泓 (チェ=ソンホン) 外交通商部長官も類似の認識を示した⁽⁶⁵⁾)。そして、それら日本側の考えに乗ってはいけないと議会で訴えたのだ。そうであればこそ竹島問題で事を大袈裟にしたいとの立場を明らかにしたのである⁽⁶⁶⁾。例えば 2004 年 1 月には、金在燮 (キム=ジェソプ) 外交通商部次官が竹島領有権を巡って公然と日本と対立する事を諫めてさえいる。そのような事をすれば、世界から見た時、竹島が紛争地域と見なされる恐れがある為だ。以下、同次官の発言である。

「竹島問題と関連して、我々が自ら日本と公然と摩擦を惹起する事は、国際的に竹島が紛争地域だという間違った印象を与え、結果的に我々の領有権を強化する上で望ましくないという点に留意しつつ対応する必要がある。日本の主張にも関わらず紛争が無いという立場を固守し得る根拠は、『日本が根拠の無い主張 (unfounded claim) をしている』というものであり、我々はこのような根拠に基づいて日本の言い争いを一蹴する立場を堅持すべきである。このような側面から政府は断片的で感情的な対応を自制し、竹島領有権強化の助けになるのか否かを政府対応の基準と見なして

いる」⁽⁶⁷⁾

とにかく韓国政府が訴えるには、漁業協定は領有権を毀損するものではないのである。そして日本の行動に対し韓国政界が一々反応しては、かえって不利だと論じたのだ。ただ、これで議会在が静まった訳でもない。その後も漁業協定こそ領有権を毀損したとの政府批判が続くのであった。

例えば同協定は批准書交換の日より3年間、効力を発する。それ以後、片方による終了通告から六ヵ月後に効力を失う事となっているのだ。批准書交換は1999年1月23日。それ故、2002年1月には韓国側の通告で協定を終了させることも可能となる。事実、3年を経た同年の2月及び4月、韓国議会では文喜相(ムン=ヒサン)委員や尹漢道(ユン=ハンド)委員が、さっそく協定を終了すべきとの議論を展開した(尹漢道・委員に至っては竹島を基点とした排他的経済水域の設定をも求めたのである)⁽⁶⁸⁾。

これに対し政府は従来通り、新・日韓漁業協定第15条、マンキエ・エクレオ島の領有権に関する国際司法裁判所判決、2001年3月の憲法裁判所判決を提示する事により、竹島領有権と漁業協定は関係ない旨、論じた。ただ一点、漁業協定第1条、すなわち同協定は排他的経済水域を扱っているものであり、領海は対象としていない点、をも根拠として追加して取り上げたのだ⁽⁶⁹⁾。時代と共に法的根拠が増えてくるのだが、主張は同一である。すなわち竹島を「事実上、岩」と見なしても領有権を毀損しないというのだ。政府による対議会説得工作は延々と続いていたのである。

(4)「竹島の日」の制定を受けて

2005年3月16日、島根県議会が2月22日を「竹島の日」に制定した。これに対し翌17日、韓国政府は上記を定めた条例の撤回を要求しており、国家安全保障会議も声明を発表している⁽⁷⁰⁾。ただ、本節では新・日韓漁業協定に着目して、議論を進めたい。

やはりと言うべきか、外交通商部は同17日「竹島の日」制定を念頭に、漁業協定と竹島領有権は関係ない旨、改めて主張している(その際、再び協定第15条を引用した)⁽⁷¹⁾。また国内で協定破棄に関する主張が出てい

る事を踏まえた上での見解も提示した。確かに協定破棄通告の後、六ヶ月を経たら協定は破棄される、しかし、それまでに新しい協定を締結できるかと言えば、「現実的に不可能」⁽⁷²⁾と評したのだ。その上で、彼らは無協定状態への不安を再び吐露しているのである。

具体的に破棄した場合に生じ得る懸念として、以下が指摘された。第一に日韓間の緩衝水域が無くなる事により、両国漁民が竹島周辺で操業し、物理的衝突を生起させ得るのであり、それが結果的に竹島の紛争地域化に繋がる可能性を恐れたのである。第二に韓国漁民の漁への打撃も指摘された。これら二点は新・日韓漁業協定締結時の説明と変わらないと言って良い。彼等の「無協定状態への恐れ」は健在であったのだ。

さらに当該時期、韓国政府は米政府から「韓国寄りの発言」を引き出せなかった事も明らかにしている⁽⁷³⁾。韓国政府は米政府にも竹島に関する韓国の立場を（特に同陸域は紛争地域ではない旨）説明しており、その結果が韓国議会で報告されている。それによると米側の見解は、日韓間での「円満な解決」を求めるとのものに過ぎず、同問題があったとしても、それ以外の問題では日韓間で共助関係を続けるよう釘を刺されたのである。

さて韓国政府自身、米政府に主張したように、竹島の「紛争地域化」を嫌がっているのである。そして、彼らは当該時期も「日本の思惑」論を訴えているのだ。例えば潘基文・長官自身、「竹島を国際紛争地域化するという意図は、日本は、昔からずっと持っていた」と論じている⁽⁷⁴⁾。とにかく日本は竹島を紛争地域化しようと努力し続けているのであり、韓国側はその動きに乗ってはいけないと議会で訴えているのだ。そして、そうであればこそ、漁業協定破棄もありえないのである。破棄した場合、「紛争化」する可能性が高まる事を韓国政府自身、分析している為である（その分析が正しいか否かは別に、同政府はこれを背負って行動する事となる）。

さて、その漁業協定である。「竹島の日」制定から5日後の3月21日、外交通商部は条約解釈の確認を行っているのだ。韓国政府自身、(竹島ではなく)鬱陵島さえも排他的経済水域の基点と定めたことは無いとの考えを表明したのである⁽⁷⁵⁾。何故かかる議論が出てくるのか。漁業協定では「基点」という用語を使用していない。すなわち「基点」とは日韓間の排他的

経済水域の境界画定交渉で使用すべき用語であり、そうであればこそ、竹島であろうが、鬱陵島であろうが、基点として定められた事はないとの議論を展開したのだ。その上で潘基文・長官自身、竹島を「単純な『岩』と解釈したのではない」とも指摘したのだった⁽⁷⁶⁾。それ故、漁業協定をもって、韓国政府が竹島を排他的経済水域の基点たり得ないと公的に判断したと捉えてはならないとの主張を展開したのである。

また権鎮鎬(クォン=ジンホ) 国家安全保障会議・事務長も議論に加わって来る⁽⁷⁷⁾。そもそも韓国の国内法たる排他的経済水域法によれば、「我が国の領海基線から 200 海里の EEZ を設定する」となっている。それ故、既に竹島にも排他的経済水域は設定されているとの論理を展開したのだ。いわば竹島は同法制定当初から、すなわち 1996 年 8 月 8 日から(施行は同年 9 月 10 日)「島」であったのだと受け取れるような議論である。

さて、今までの本稿における議論から理解できるように、これら議論は「やや強引」である。確かに、協定には「基点」と言う用語は使用されていない。また過去の長官も「竹島を基点から外すという立場」を公的には表明していない。そうであればこそ、ここで出てきた見解は必ずしも「新しい主張」とは言えまい。しかし、1995 年に見られた「面白い現象」発言から分かるように、韓国政府は(一時的な迷いは見られたものの)条約批准前後の時期から竹島を「岩」と捉えていたのである。さらに漁業協定の破棄通告以後、韓国政府は「無協定状態への恐れ」を訴えた上で(そして、領有権問題への飛び火を恐れ)竹島を「事実上、岩」としたのであった。そもそもアジア太平洋局審議官自身、竹島は「自然状態」と言う概念まで使用して)「島」の条件を満たしていないと論じていたのではないか。潘基文・長官、権鎮鎬・事務長の発言は、これら歴史的経緯を軽視している。

ただ、ここで確認しておきたい点もある。韓国政府自身、以上の立場を日本に公式に伝えた訳でもなく、具体的行動に出た訳でもないのだ(それ故、上記指摘は「竹島が『島』にもなり得る」と言う発言以上のものではない)。しかし、これが翌 2006 年になると状況が変わってくる。竹島が韓国の排他的経済水域を設定する際の基点である旨、公式に日本側に通知してくるのだ。この点は次章(次稿)で論じよう。

注

- 1) 本稿は韓国政府による竹島領有権主張を認めるものでない。あくまで韓国政府による政策の理解が目的である。
- 2) 坂本茂樹、「海洋境界画定と領土紛争 - 竹島と尖閣諸島の影」、『国際問題』編集委員会編、『国際問題』(NO. 565)、日本国際問題研究所、2007年、18頁。
- 3) 同上、18頁。
- 4) 立本成文、「地域研究の構図 - 名称にこだわって」、国立民族学博物館地域研究企画交流センター編、『地域研究論集』(Vol. 1 No. 1)、平凡社、1997年、19頁 - 33頁。地域研究コンソーシアム『地域研究』編集委員会編、『地域研究』(Vol. 12 No. 2)、昭和堂、2012年。前者が「右派」、「左派」を、後者が「新しい地域研究」を論じている。
- 5) 石井正子、「紛争地域の復興・開発支援 - 地域研究から実践を考える」、人間文化研究機構国立民族学博物館地域研究企画交流センター編、『地域研究』(Vol. 7 No. 1)、平凡社、2005年、47頁 - 68頁。
- 6) 西芳実編、『キャリアパスとしての社会貢献? 若手地域研究者の現状と社会連携の可能性』、地域研究コンソーシアム他、2011年、6頁 - 8頁。
- 7) 山本博之、「刊行にあたって」、西芳実編、前掲書、3頁。
- 8) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。川端隆史、「地域研究と外交実務の連携をめざして - 日本マレーシア学会の東方政策研究を軸とした試み」、山本博之編、『JAMS Discussion Paper No. 2』、日本マレーシア学会、2013年、75頁。
- 9) 국회사무처편, 『제 177 회 통일외무위원회 회의록 제 11 차』、1995年11月29日、7頁。
- 10) 국회사무처편, 『제 177 회 통일외무위원회 회의록 제 10 차』、1995年11月2日、8頁。
- 11) 국회사무처편, 『제 177 회 통일외무위원회 회의록 제 11 차』、1995年11月29日、16頁。
- 12) 同上、17頁。
- 13) 同上、17頁。
- 14) 同上、17頁。
- 15) 同上、18頁。

韓国政府から見た竹島の法的地位

74 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その1)

- 16) 例えば、以下を参照。국회사무처편, 『제 178 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1996年2月13日、38頁。국회사무처편, 『제 252 회 통일외교통상위원회 회의록 제 4 차』、2005年3月21日、25頁、30頁 - 31頁。국회사무처편, 『제 279 회 외교통상통일위원회 회의록 제 1 차』、2008年12月10日、23頁。국회사무처편, 『제 289 회 외교통상통일위원회 회의록 제 1 차 부록』、2010年4月9日、23頁。
- 17) 例えば、以下を参照。국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 회의록 제 5 차』、1997年5月6日、28頁。
- 18) 국회사무처편, 『제 180 회 통일외무위원회 회의록 제 3 차』、1996年7月23日、39頁。국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 회의록 제 5 차 부록』、1997年5月6日、4頁。
- 19) 국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 회의록 제 5 차 부록』、1997年5月6日、5頁。
- 20) 국회사무처편, 『제 178 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1996年2月13日、5頁 - 6頁。
- 21) 本段落は、以下資料に基づいて論じている。同上、35頁 - 36頁。국회사무처편, 『제 180 회 통일외무위원회 회의록 제 4 차』、1996年7月24日、1頁 - 2頁。
- 22) 本段落は、以下資料に基づいて論じている。국회사무처편, 『1996 년도 국정감사 통일외무위원회 회의록 부록』 (피감사기관·외무부)、1996年10月1日、54頁。
- 23) なお、1996年3月2日及び同年6月22日、日韓首脳会談が開催されている。前者では「条約批准に伴う措置が竹島に対する両国の立場に影響を与えない点」が、そして後者では「竹島領有権と排他的經濟水域の境界画定問題を切り離し、漁業協定交渉を促進する点」が確認されたと説明されている。外務省編、『外交青書 1997 第一部』、大蔵省印刷局、1997年、35頁 - 36頁、399頁、403頁。外務省編、『外交青書 1997 第二部』、大蔵省印刷局、1997年、21頁。以下も参照。衆議院編、『第百三十六回国会衆議院 外務委員会 農林水産委員会 運輸委員会 科学技術委員会連合審査会議録 第一号』、1996年5月24日、6頁 - 8頁。
- 24) 국회사무처편, 『제 178 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1996年2月13日、36頁。

- 25) 同上、38頁。ただ韓国政府自身、竹島をめぐる日本政府の行動を「常に」排他的経済水域「だけ」により説明しようとしていた訳でもない。例えば2010年4月、柳明桓（ユ=ミョンファン）外交通商部長官は、日本側が継続して竹島問題を取り上げている理由として、同国が将来、国際司法裁判所への提訴を想定している為であると外交通商部自身、分析している旨、明らかにしている。국회사무처편, 『제 289 회 외교통상통일위원회 회의록 제 1 차』、2010年4月9日、13頁。
- 26) 국회사무처편, 『제 178 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1996年2月13日、42頁。
- 27) 専門委員とは国会法第 42 条により定められている。政治的中立性の下、立法活動を支援する者を指す。なお同段落は、以下資料に基づいて論じている。국회사무처편, 『제 180 회 통일외무위원회 회의록 제 4 차』、1996年7月24日、3頁。
- 28) 本段落は、以下資料に基づいて論じている。同上、4頁。
- 29) 국회사무처편, 『제 178 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1996年2月13日、53頁。
- 30) 參議院編, 『第三百三十六回国회 參議院海洋法条約等に関する特別위원회會議録第三号』、1996年6月4日、30頁。なお、谷内正太郎・審議官自身、竹島は「岩」か「島」かを論じる際、韓国政府が日本政府と異なる立場を取り得るとも論じた。同上、30頁 - 31頁。
- 31) 국회사무처편, 『제 181 회 통일외무위원회 회의록 제 6 차』、1996年11月6日、18頁。국회사무처편, 『제 181 회 통일외무위원회 회의록 제 6 차 부록』、1996年11月6日、6頁。
- 32) 국회사무처편, 『제 181 회 통일외무위원회 회의록 제 6 차』、1996年11月6日、18頁。
- 33) 국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 회의록 제 5 차』、1997年5月6日、28頁。
- 34) 同上。
- 35) 摩擦を避けたいとの主張は1996年2月の竹島接岸施設工事の時にも見られた。この時、韓国政府は「不必要な外交摩擦を避ける為、言論には報道されないよう、留意している」との立場さえ有していたのである。국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 제 5 차 회의록 부록』、1997年5月6日、4頁。

- 36) 本段落は、以下資料に基づいて論じている。국회사무처편, 『제 184 회 통일외무위원회 회의록 제 2 차』、1997年7月10日、7頁。
- 37) 국회사무처편, 『제 183 회 통일외무위원회 회의록 제 5 차』、1997年5月6日、28頁。
- 38) 국회사무처편, 『제 187 회 통일외무위원회 회의록 제 1 차』、1998年1月26日、1頁 - 29頁。
- 39) 韓国政府は、領有権の強固化で最も重要な要件は「持続的で平和的な国権行使 (Continuous and peaceful display of state authority)」である旨、論じている。そうであればこそ、彼らは日本政府が抗議、示威、その他、紛争の存在を浮かび上がらせる行為を実施して欲しなかったものであり、そのような行為を行う口実を与えなかったのである。국회사무처편, 『1999 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』 (피감사기관·주일본국대한민국대사관)、1999年10月4日、10頁。
- 40) 국회사무처편, 『1998 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』、(피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、46頁。
- 41) 以下も参照。국회사무처편, 『제 198 회 통일외교통상위원회 회의록 제 7 차 부록』、1998年11月20日、65頁。
- 42) 本段落、及び以下二段落は以下資料に基づいて論じた。국회사무처편, 『1998 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』、(피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、27頁。
- 43) 例えば、以下を参照。국회사무처편, 『제 212 회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 차 부록』、2000年6月21日、20頁。竹島を韓国の排他的經濟水域に入れる事が、政府の基本的立場である旨、論じている。
- 44) 국회사무처편, 『1998 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』 (피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、27頁。
- 45) 국회사무처편, 『1998 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록』 (피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、27頁。
- 46) 국회사무처편, 『1998 년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』 (피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、27頁。
- 47) 국회사무처편, 『제 203 회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 차』、1999年4月23日、18頁。竹島を「岩」と解釈した方が法解釈上妥当であり、韓国に有利であると

- の議論は以下でもなされている。국회사무처편, 『2000년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록』 (피감사기관·외교통상부)、2000年11月4日、69頁。
- 48) 국회사무처편, 『제199회 통일외교통상위원회 회의록 제1차』、1998年12月28日、48頁。
- 49) 水産庁, 『漁政の窓』(97号)、2013年7月、5頁。本稿では当該資料の日本海側部分を一部抜粋して使用している。なお、参考までに記しておきたい。竹島の北西方向にある陸域が鬱陵島、南東方向にある陸域が隠岐である。図を確認されたい。
- 50) この点は韓国政府も議会で認めている。국회사무처편, 『제259회 통일외교통상위원회 회의록 제2차』、2006年4月18日、22頁。
- 51) 국회사무처편, 『제198회 농림해양수산위원회 회의록 제1차 부록』、1998年10月1日、11頁。
- 52) 本段落は、以下資料に基づいて論じた。국회사무처편, 『제259회 통일외교통상위원회 회의록 제2차』、2006年4月18日、10頁、22頁。
- 53) 국회사무처편, 『제192회 농림해양수산위원회 회의록 제2차 부록』、1998年5月14日、11頁、12頁。
- 54) 국회사무처편, 『제199회 통일외교통상위원회 회의록 제1차』、1998年12月28日、49頁。
- 55) 同上。
- 56) 국회사무처편, 『1998년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록』 (피감사기관·외교통상부)、1998年11月5日、28頁。
- 57) 同上、28頁。
- 58) 국회사무처편, 『제212회 통일외교통상위원회 회의록 제2차』、2000年6月21日、26頁。
- 59) 同上、46頁。
- 60) 本段落は、以下資料に基づいて論じた。국회사무처편, 『제222회 통일외교통상위원회 제2차 회의록 부록』、2001年6月20日、22頁-23頁。
국회사무처편, 『제225회 통일외교통상위원회 제6차 회의록』、2001年10月17日、2頁。국회사무처편, 『제225회 통일외교통상위원회 제6차 회의록 부록』、2001年10月17日、3頁-5頁。국회사무처편, 『제225회 통일외교통상위원회 회의록 제9차 부록』、2001年11月8日、10頁。

韓国政府から見た竹島の法的地位
78－国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換－（その1）

- 61) 국회사무처편, 『제 225 회 통일외교통상위원회 회의록 제 9 차』、2001年11月8日、19頁。
- 62) 국회사무처편, 『제 225 회 통일외교통상위원회 회의록 제 6 차 부록』、2001年10月17日、5頁。국회사무처편, 『제 225 회 통일외교통상위원회 회의록 제 9 차 부록』、2001年11月8日、10頁。
- 63) 본段落は、以下資料に基づいて論じている。국회사무처편, 『제 225 회 통일외교통상위원회 회의록 제 9 차 부록』、2001年11月8日、10頁。
- 64) 국회사무처편, 『제 209 회 통일외교통상위원회 회의록 제 1 차』、1999年12月28日、3頁、5頁。
- 65) 국회사무처편, 『제 229 회 통일외교통상위원회 회의록 제 1 차 부록』、2002年4月11日、9頁。
- 66) 국회사무처편, 『제 209 회 통일외교통상위원회 회의록 제 1 차』、1999年12月28日、3頁、5頁。
- 67) 국회사무처편, 『제 244 회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 차 부록』、2004年1月16日、6頁 - 7頁。
- 68) 국회사무처편, 『제 227 회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 차 부록』、2002年2月8日、7頁 - 8頁。국회사무처편, 『제 229 회 통일외교통상위원회 회의록 제 1 차』、2002年4月11日、9頁。
- 69) 국회사무처편, 『제 227 회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 차 부록』、2002年2月8日、13頁。
- 70) 국회사무처편, 『제 252 회 통일외교통상위원회 회의록 제 4 차』、2005年3月21日、1頁 - 2頁。
- 71) 본段落、及び以下段落は、以下資料に基づいて論じた。同上、2頁。
- 72) 同上、2頁。
- 73) 본段落は、以下資料に基づいて論じている。同上、4頁。
- 74) 同上、11頁。
- 75) 同上、13頁 - 14頁。
- 76) 同上、27頁。
- 77) 본段落は、以下資料に基づいて論じている。국회사무처편, 『제 253 회 국방위원회 회의록 제 2 차 부록』、2005年4月18日、28頁。